

次世代育成基金とは

次代を担う子どもたちが、自然・文化・スポーツなどさまざまな分野における体験・交流事業への参加を通して、視野を広げ、将来の夢に向かって健やかに成長できるように支援するための杉並区独自の仕組みです。

平成24年度の創設より、寄附者の皆さまからの継続的なご支援をいただくことで、多くの子どもたちに貴重な体験を提供することができています。寄附者の思いが基金を通じて子どもに託され、その子どもたちが大人になり、さらに次の世代を育てていく。この「支援の循環」が杉並に根付き、希望に満ち溢れた未来へとつながるよう、ご支援をお願いいたします。

ご寄附の方法

その1 郵便局（ゆうちょ銀行）から振り込む（手数料は区が負担） オススメ!!

払込取扱票付き案内リーフレットを区役所・区民事務所等の区立施設に設置しています。

「払込取扱票」に必要事項を記入し、お手続きください。（郵便局には設置していません。）

※リーフレットが手に入らない場合や他の金融機関からのお振込みを希望される場合は、表面の問合せ先までご連絡ください。

その2 インターネットから振り込む

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」をご利用いただけます。杉並区のページを検索し、サイト内の手順に従ってお手続きください。クレジットカードや電子マネー等、複数のお支払い方法から選択いただけます。



ふるさとチョイス

その3 現金による寄附

事前に表面の問合せ先までご連絡ください。受領日時等の調整をさせていただきます。

ご寄附をしていただくと



その1 税制上の優遇措置があります

個人	<p>ふるさと納税として取り扱われます。</p> <p>寄附金額から 2,000 円を差し引いた額について、所得税・住民税から限度額まで原則として全額控除されます。</p> <p>※杉並区は、地方税法（第 37 条の 2 第 2 項及び第 314 条の 7 第 2 項）の規定に基づき、総務省からふるさと納税の対象となる団体として指定されています。</p> <p><ふるさと納税ワンストップ特例制度></p> <p>確定申告をする必要のない給与所得者等で一定の要件を満たした場合、「申告特例申請書」を寄附した自治体へご提出いただくと、確定申告をすることなく税額控除を受けることができます。ご寄附いただいた方には寄附受領証明書と特例申請書をお送りいたします。</p>
法人	<p>ご寄附いただいた事業年度に、全額を損金に算入することができます。</p>
相続	<p>相続や遺贈によって取得した財産を寄附した場合は、その支出は相続税の対象外とする特例があります。</p>

税制上の優遇措置に関するお問い合わせは—

- 所得税、法人税及び相続税については、お住まいの住所地を管轄する税務署へ
- 個人住民税については、区役所課税課へ
- ワンストップ特例制度については、区役所ふるさと納税担当へ

その2 お名前を公表させていただきます（希望者のみ）

「広報すぎなみ」や区公式ホームページ等で、お名前と寄附額を公表させていただきます。

その3 事業報告書等をお送りします

1万円以上のご寄附をいただいた方には、ご寄附をいただいた年度内に基金を活用して実施した事業の報告書を翌年度にお送りしています。また、事業実施者が開催する報告会のご案内もお送りしています。

